地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年4月21日

横浜市契約事務受任者環境創造局長 小林 正幸

- 契約の概要
 弘明寺公園予定地緊急対応工事
- 2 履行(納品)場所 南区中里三丁目(弘明寺公園予定地)
- 3 契約日令和元年9月7日
- 4 履行日又は履行期間 令和2年3月31日
- 5 契約金額1,508,100 円(うち消費税及び地方消費税相当額 137,100 円)
- 契約の相手方(名称及び所在)横浜市南区六ツ川4-1234株式会社田澤園 代表取締役 田澤 重幸
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

南区中里三丁目の弘明寺公園予定地は、平成 29、30 年度で用地取得し、平成 30 年度に地権者から引渡しを受けています。

南区のスクールゾーン対策協議会を通じて地元小学校及び地元自治会から、安全 上に問題がある旨の連絡を受け、現地を確認したところ、土留めとなっているブロック塀・石積みがたわんでおり、倒壊の危険性があること、また、今年度の梅雨時期の雨の影響を受け、湧水が長時間流出し、公道が苔生した結果、通行人の転倒の危険性がある状況となっていました。

本件は緊急を要し、市民生活の安全確保の観点から早急な対応が必要なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

公園緑地等災害対応連絡会員一覧の中から、当該区班長業者である上記業者であり、過去の業務経験から当該地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき 迅速に対応できる「株式会社田澤園」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課